

# がん診療連携拠点病院等の指定に関する考え方（抜粋）

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課

1

## 拠点病院等の指定要件見直しについて

### 今回の指定要件見直しのポイント

#### がん医療の更なる充実

- ・ チーム医療の更なる推進
- ・ 保険適応外の治療に関する事前審査
- ・ 診療機能による拠点病院の分類
- ・ 第三者評価の活用等による質の評価 等

#### 病院完結型から地域完結・循環型医療へ

- ・ 病院一体でのがん相談支援センターの周知
- ・ 専門的な施設へ「繋ぐ」
- ・ 地域連携の推進
- ・ がん教育への協力 等

#### 医療安全の更なる推進

- ・ 医療安全管理部門の設置
- ・ 医療安全管理者の配置
- ・ 医療安全管理者の権限付与 等

#### 指定に関する課題の整理

- ・ 同一医療圏に複数推薦があった場合の方針
- ・ 要件を満たせていない場合の指導
- ・ 移転・分離・統合があった場合の届出 等

# がん診療連携拠点病院等の種類(H30.7月 整備指針)

## 地域がん診療連携拠点病院

- ・ 二次医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- ・ 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

## 地域がん診療連携拠点病院(高度型)※新設

- ・ 拠点病院の必須要件を満たし、望ましい要件を複数満たす。
- ・ 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている、高度な放射線治療の実施が可能、相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備、医療安全に関する取組、等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

## 地域がん診療連携拠点病院(特例型)※新設

- ・ 平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

## 都道府県がん診療連携拠点病院

- ・ 都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

## 国立がん研究センター

- ・ 我が国全体のがん医療の向上を牽引していくために、医師、その他の診療従事者の育成、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

## 特定領域がん診療連携拠点病院

- ・ 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を指定する。

## 地域がん診療病院

- ・ 隣接する二次医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無い二次医療圏に1カ所整備する。

# がん診療連携拠点病院等

令和元年7月1日時点

がん診療連携拠点病院: 393カ所  
地域がん診療病院: 43カ所

### 都道府県がん診療連携拠点病院



51カ所

都道府県内の拠点病院全体のとりまとめ

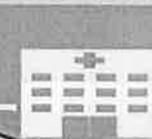
### 地域がん診療連携拠点病院



339カ所

- ① 地域がん診療連携拠点病院(高度型): 14カ所
- ② 地域がん診療連携拠点病院: 325カ所

### 地域がん診療病院



43カ所

隣接する2次医療圏の拠点病院とグループ化

### 特定領域がん診療連携拠点病院



1カ所

- ・ 様々な研修
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催 等

### 国立がん研究センター



2カ所

# 類型の見直しについて

【現行】

地域がん診療連携拠点病院

※便宜上、地域がん診療拠点病院を一般型とする

## 診療機能による分類

【見直し後】

地域がん診療連携拠点病院  
(高度型)

指定類型の見直し ↑

指定類型の見直し ↓

地域がん診療連携拠点病院  
(一般型)

指定類型の見直し ↓

指定要件を充足した場合  
復帰 ↑

地域がん診療連携拠点病院  
(特例型)

- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
  - 高度な放射線治療の実施が可能
  - 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
  - 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
  - 医療安全に関する取組
- 等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

※昨年度は適応なし

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。  
未充足である状況が持続した場合は、指定の取消しも検討する。

第14回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会(平成31年3月7日) 資料2より抜粋・一部改変

5

# 経過措置項目について

【平成31年4月から1年間の経過措置項目(今回は適用されない)】

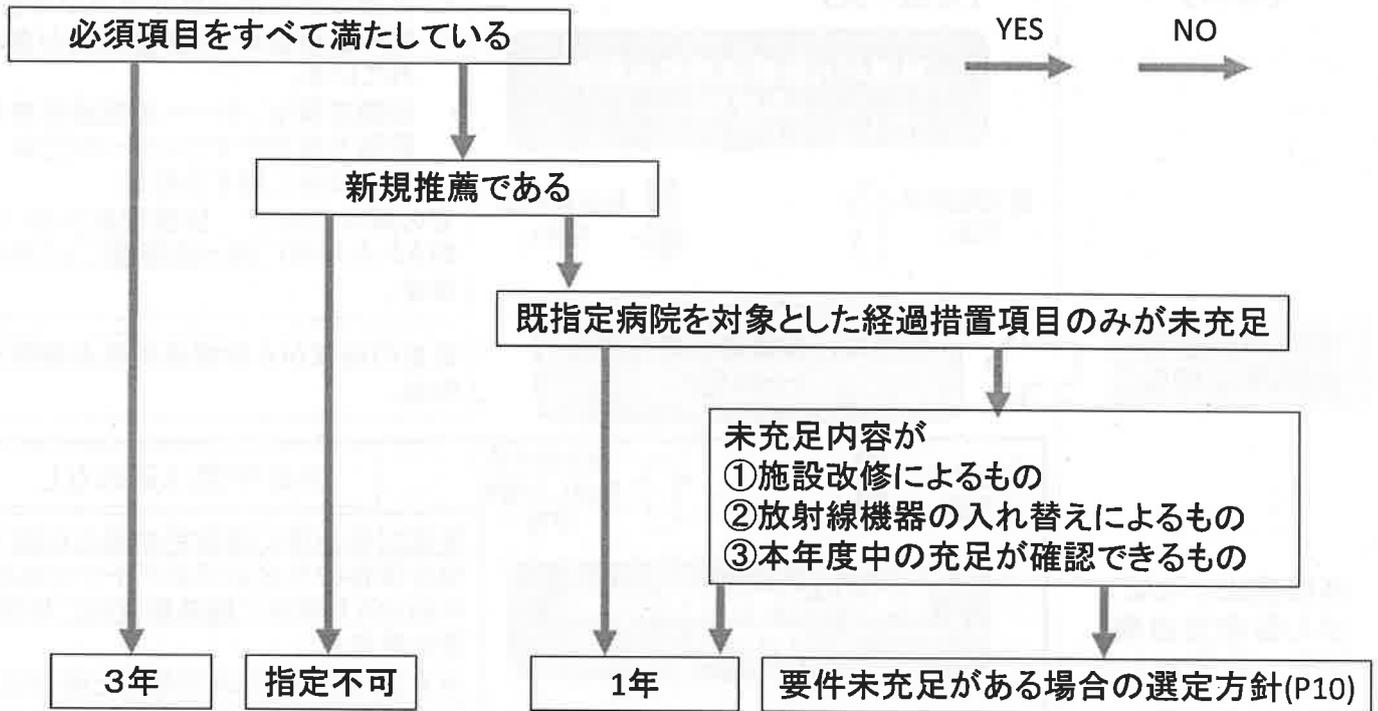
- ①専任の放射線診断に携わる常勤の医師
- ②専従の薬物療法に携わる常勤の医師
- ③専任の身体症状の緩和に携わる常勤の医師
- ④精神症状の緩和に携わる常勤の医師
- ⑤専従の薬物療法に携わる常勤の看護師
- ⑥緩和ケアの診療実績
- ⑦院内がん登録の実務を担当する者の中級認定者研修
- ⑧医療安全に関する研修の受講

【平成31年4月から2年間の経過措置項目(今回はあと1年間指定)】

- ①専従の放射線治療に携わる常勤の医師

# 拠点病院等の選定の方針について①

【すべての類型で共通の方針】

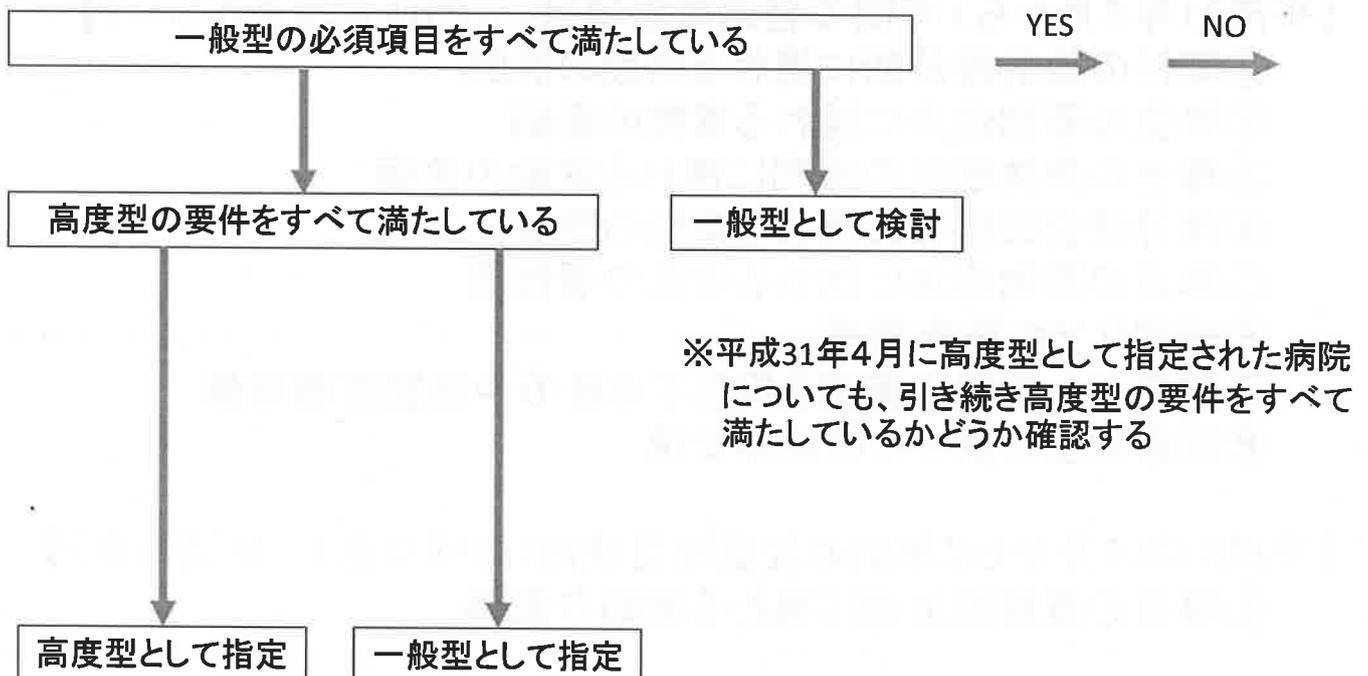


第14回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会(平成31年3月7日) 資料2より抜粋・一部改変

7

# 拠点病院等の選定の方針について②

【がん診療連携拠点病院(高度型)として推薦された場合の付加の方針】

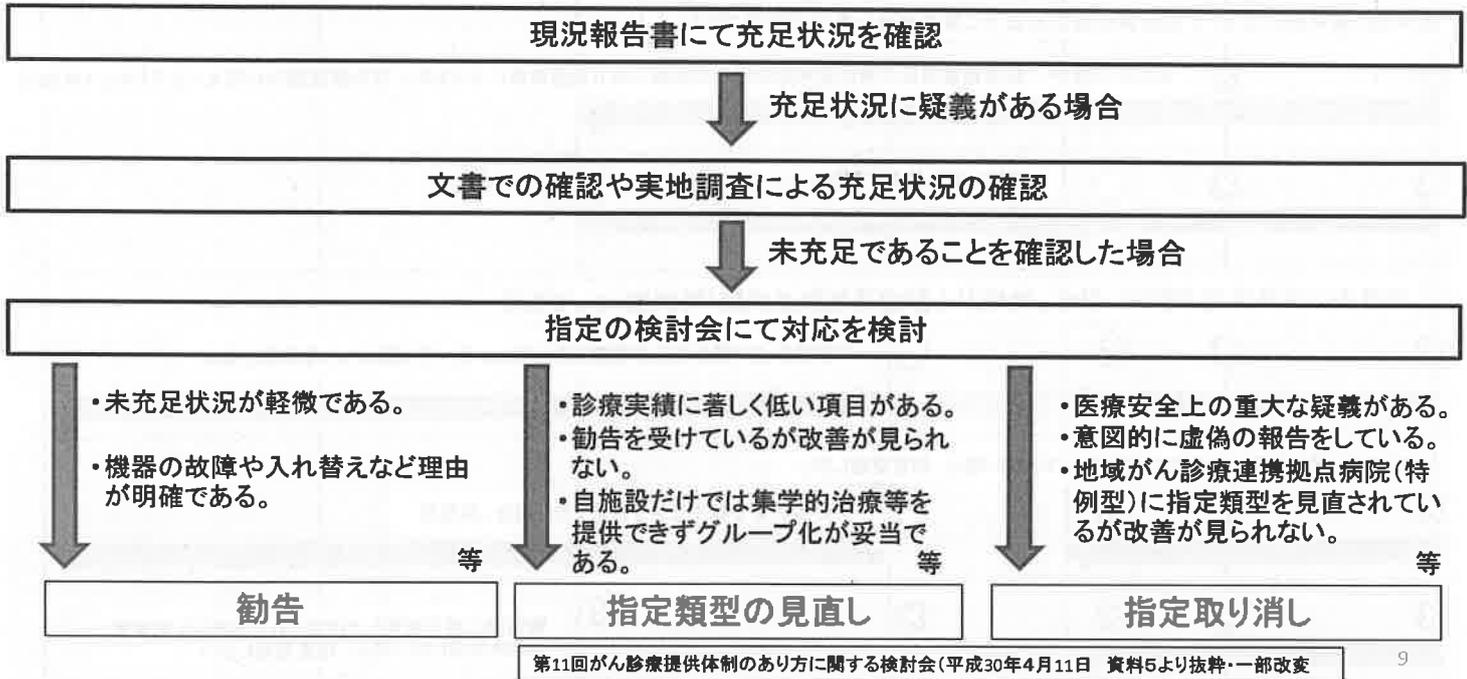


第14回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会(平成31年3月7日) 資料2より抜粋・一部改変

8

## 要件未充足がある場合の対応について

- ① 全ての拠点病院等に対し、毎年現況報告書にて指定要件の充足状況について報告を求める。
- ② 指定要件の充足状況に疑義があると判断された場合に文書での確認や実地調査を行い、指定要件の充足状況を確認する。
- ③ 調査の結果、指定要件の未充足が確認された場合、勧告、指定類型見直し、指定取り消し等の指導方針を指定の検討会に提案する。
- ④ 指定の検討会からの答申を受け、当該拠点病院等への通知を行う。



## 要件未充足がある場合の選定方針について

下記のような選定方針としてはどうか。

- 1) 要件充足を確認する基準日としては、令和元年9月1日を基準として選定する。  
ただし、既指定のがん診療連携拠点病院等436施設のうち、指定要件を充足していない病院が、99施設あったため、地域医療への影響を考慮して、昨年指定検討会と同様に、検討会前日までに要件を充足したことを書面(電子媒体で提出可)で証明できた病院については、要件を充足したとみなして選定する。
- 2) 検討会前日までに要件を充足していない病院で、未充足内容が①施設改修によるもの②放射線機器の入れ替えによるもの③本年度中の充足が確認できるものである場合には、昨年の選定方針と同様に、1年指定とする。  
未充足内容が上記の①～③に該当しない場合には、地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定する、または指定更新をしない。
- 3) 上記の選定方針により、指定類型を変更して指定された病院または指定を更新されなかった病院については、令和2年6月を目途に本検討会において再度審議を行う。

# 選定方針と指定年限について

R1.9.1 基準日	R2.2.19 第16回指定検討会	R2.4.1 指定開始	第17回指定検討会 (仮)	R3.3.31 1年指定	R4.3.31 2年指定	R5.3.31 3年指定
基準日に要件未充足かつ指定検討会前日までに要件充足を書面で証明できる						
×	○	全ての要件を満たす場合(全類型共通):3年指定				
基準日に要件未充足かつ指定検討会前日までに要件充足を書面で証明できない						
×	×	要件未充足が、「経過措置項目の専従放射線治療常勤医師のみ」「施設改修によるもの」「放射線機器入れ替えによるもの」:1年指定				
×	×	○	年度内に要件充足を確認できた場合、1年指定			
年度内に要件充足できない場合、地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定						
×	×	×	○	次回検討会で要件充足を確認できた場合、それぞれ認められる年限を指定		
地域がん診療病院で年度内に要件充足できない場合、指定更新しない						
×	×	×	○	次回検討会で要件充足を確認できた場合、再指定		
×	×	×	×	特例型に類型変更して指定された施設が、次年度も要件充足しない場合、指定更新しない		

## (参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)①

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発300731号)

### 診療実績に関する要件

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

①. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

診療実績	・ 院内がん登録数	500 件以上
	・ 悪性腫瘍の手術件数	400 件以上
	・ がんに係る化学療法への患者数	1000 人以上
	・ 放射線治療への患者数	200 人以上
	・ 緩和ケアチームの新規介入患者数	50 人以上

②. 相対的な評価

・ 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

### 医療施設に関する要件

- 医療施設
- ・ 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
  - ・ 外来化学療法室の設置
  - ・ 原則として集中治療室設置
  - ・ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
  - ・ 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

## (参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)②

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発300731号)

### 診療従事者に関する要件

手術	<ul style="list-style-type: none"><li>手術療法に携わる常勤の医師</li></ul>
放射線診断・治療	<ul style="list-style-type: none"><li>放射線治療に携わる常勤かつ専従の医師</li><li>放射線診断に携わる常勤かつ専任の医師</li><li>常勤かつ専従の放射線技師(2名以上の配置が望ましい、専門資格の有資格者であることが望ましい)</li><li>機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専任の技術者(専門資格の有資格者であることが望ましい)</li><li>放射線治療室に常勤かつ専任の看護師(専門資格の有資格者であることが望ましい)</li></ul>
薬物療法	<ul style="list-style-type: none"><li>化学療法に携わる常勤かつ専従の医師</li><li>常勤かつ専任薬剤師の配置(専門資格の有資格者であることが望ましい)</li><li>外来化学療法室に常勤かつ専任の看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)</li></ul>
病理	<ul style="list-style-type: none"><li>病理診断に携わる常勤かつ専従の医師</li><li>専任の細胞診断業務に携わる者(専門資格の有資格者であることが望ましい)</li></ul>
緩和ケアチーム	<ul style="list-style-type: none"><li>身体症状の緩和に携わる常勤かつ専任の医師(専従が望ましい)</li><li>精神症状の緩和に携わる常勤の医師(専任が望ましい)</li><li>専従かつ常勤の看護師(専門資格の有資格者であること)</li><li>緩和ケアチームに協力する者の配置(薬剤師、医療心理に携わる者、相談支援に携わる者)が望ましい。</li></ul>
相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"><li>専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1～3を修了していること)</li></ul>
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"><li>国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けた専従の院内がん登録実務者</li></ul>

